

組織を捉える視角と装置

— 自己指示的システムの観点から —

奥山 敏雄

規範論的な視点からすると、組織はわずかな規範しか共有されていないにもかかわらず、高度に規則的で斉一的な行為をつくり出し、高度に特定化された行為のとり結びをつくり出す装置として注目に値する。I節からV節では、そうした視点から組織は、帰属する行為を形式合理的に構成するメカニズムとして捉えるべきこと、その場合、〈目的/手段〉—秩序としては規定されえないこと、かわりに、選択（行為）の帰属の資格づけの形式化された制度的メカニズムとしての〈決定連関〉のメカニズムとして、規定されうることを明らかにする。VI節以降では、そうしたメカニズムを自己指示的システムのメカニズムとして解明し、組織の有する本質的な特性がそのメカニズムに基づいていることを明らかにする。

- I. 現代社会における組織の位置
- II. 〈目的/手段〉—図式批判
- III. 近代組織論における「意思決定」の位置
- IV. 制度的メカニズムとしての決定
- V. 〈決定連関〉のメカニズムとしての組織
- VI. 自己指示的システム論の視角
- VII. 接続可能性とシステムへの帰属性
- VIII. 自己指示的メカニズムとしての〈決定連関〉
- IX. 〈決定連関〉のメカニズムの意義

I. 現代社会における組織の位置

現代社会。我々はかつてこれほどまでに不透明な社会を知らない。大半の人々が大半の規範を事実的に共有することに基づいて行為がとり結ばれるような、いわば単純で透明な社会からは最もかけ離れている。共有された規範は相対的にますます減少し、価値や規範は相対化されていくにもかかわらず、逆に人々は極めて規則的に、斉一的にふるまい、行為と行為の関係のとり結びはますます複雑なものとなり、そのことによって多くのことが可能とされている。このような高度に規則的な行為、高度に特定化さ

れた行為のとり結びは如何にして可能とされているのか。

この点について、次のように考えねばならない。現代社会は、個々人のパーソナリティ構造からの無関連化を強化し、固有の水準で内閉するよう形式化されているのである。このことによって社会は複雑なものとなりうるし、機能的な特定化も可能になるのである。これは規範構造の点から言えば、最小限の社会規範の共有に基づいて、およそ共有し得ないような莫大な量の、多様な、内容的に高度に特定化された規範を社会空間内にもたらすメカニズムの存在を含意するものである。このようなメカニズムがあるからこそ、人々のあいだに相対的にごくわずかな社会規範の共有しかなくても、人々は高度に規則的で斉一的な行為を行い得るし、高度に特定化された行為のとり結びをなし得るのである。また、こうした形式化されたメカニズムが大きな問題を引き起こすのである。

現代は組織の時代である、とよく言われる。現代社会において組織という社会的なしくみが繁茂し、それが注目されるとすれば、それは上

述のような意味で、わずかな規範しか共有されていないにもかかわらず、高度に規則的で斉一的な行為をつくり出し、高度に特定化された行為のとり結びをつくり出すような装置として捉えられるべきである。

このような視点はすでに Weber によって提出されている。Weber の官僚制論は、特定の目的の達成という点での組織の有効性をめぐるメカニズムを記述したのではない。その主眼のひとつは、合法的支配の最も純粋な型としての官僚制的支配について、その高度に規則的で特定化された行為のとり結びをつくり出すメカニズムの形式合理性について記述することにあつた。

近代的な組織は何よりも、制定規則による合法的支配として捉えられる。それは単に、組織に帰属する行為が制定規則を志向することによって、高度に規則的なものとしてつくり出されるという点を捉えるにとどまらない。組織という支配の装置を形式化することによって、組織に帰属する行為を形式合理的につくり出すという点にポイントが存するのである。つまり、規則の制定、適用に形式的な手続を与え、それにより個人々々による規則についての内容的な合意をいちいち必要とせず、そうした規則及びそれに基づく命令権の形式的合法性についての信憑のみに基づいて、組織に帰属する行為を、高度に規則的な、内容的（即対象的）に特定化された、没主観的で非人格的な（それ故斉一的な）ものとして形式合理的につくり出すという点にある。

その場合、形式合理性とは次のことを意味する。⁽¹⁾個人々々は、①計算可能な規則、形式的に抽象的な規則に服従しており、②そうした規則の適用のための合理的専門的な特殊化（専門知識）と訓練に基づいて、恣意や計算不可能性を排除して、そうした規則に従って組織に帰属する行

為が厳密に形式主義的に没主観的につくり出されねばならないということを知っており、③このような形式的な手続に従って組織に帰属する行為をつくり出す、ということである。つまり、組織において個人々々は、自らが行うべき組織的行為及びそれが関係づけられるべき他の組織的行為が有すべき論理的（形式的）正則性を根拠に、自らがそれに関係づけられるところの他の組織的行為を弁別し、自ら組織的な行為をつくり出しているのであり、その結果として、組織に帰属する行為の予測可能性、計算可能性が高まるのである。

このように、組織を規則による形式化された支配装置のもつ形式合理性として捉えることによって、高度に規則的で特定化された斉一的な行為がつくり出されることが理解できる。しかし、Weber は形式合理的な幾つかの特徴を挙げたにとどまり、そのメカニズムについての厳密な解明を欠いている。

こうしたメカニズムに関する、極めて示唆に富んだ考察を行ったのが Luhmann である。⁽²⁾彼は、共有された社会規範（「整合的に一般化された予期」）によって、原初的な共同体における法から実定法に至るまで特徴づけようと試みた。だが、社会の分化、複雑性の増大によって、裁判手続が分離された高文化の法以降については、共有された社会規範によって法を規定することを断念している。それは社会の複雑化によって共有された社会規範が相対的に減少したにもかかわらず法需要が増大する結果、裁判手続を続けることによって共有されざる規範が社会規範として定立されるようになったという点を的確に捉えたからだ。そこでこうした高文化の法段階以降については、制度化の制度化というメカニズムに焦点を当てて法を捉えていくのである。

Luhmannによれば社会が複雑になり、予期されるべき予期の数と多様性があまりにも大きくなった結果、もはや規範の共有に基づいて特定の規範についての任意の第三者の合意を予期することができなくなると、制度化の過程それ自体をひとまず制度化し、それに基づいて制度化の機能を作動させることになる。それは任意の第三者の合意を提供する特別の役割（裁判手続としての裁判官の役割）を分離し、制度化することによって、そうした役割を担う者によって定式化される規範的予期に、任意の第三者の合意が想定されるようになる、というものであり、規範の共有に基づく任意の第三者の合意の予期に比べ、はるかに擬制的な合意の想定、制度化である。このような制度化の制度化を通じて、任意の第三者の合意をより擬制的に想定することによって、共有されざる莫大な量の多様な特定化された規範を社会規範として定立することができるようになるのである。

以上をふまえて、我々は組織に帰属する行為を、高度に規則的なもの、特定化されたものとして形式合理的につくり出す、形式化された社会システムとして、社会システムの一つのタイプとして組織システムを捉え、その形式化のメカニズムの解明を主題とする。その際、Luhmannの制度化の制度化という視角を組織論へと拡張し、決定による予期の定立、妥当のメカニズムとして組織システムを記述することになる。つまり、組織はある形式性を備えた選択としての決定から構成されるシステムであり、そのような決定によって、メンバーたちの間で共有されざる莫大な量の、多様な、高度に特定化された規範的予期を定立し、また妥当させることができるのである。

II. <目的/手段>-図式批判

上述のように、組織のメンバーは、ある行為は組織に帰属し、あるものは帰属しないという弁別を行っており、組織に帰属するとされた行為に対して自らの行為を一定の仕方に関係づけることによって、自らも組織に帰属する行為をつくり出している。こうした営みが、組織に帰属する行為が有すべき形式性を根拠に行われるという点に、組織の形式合理性が存するのである。こうした形式合理性の故に、高度に特定化された莫大な量の多様な行為が、規則的に斉一的につくり出されることができるのである。

例えば、あるメンバーが自らの権限外のこととした場合などは、それは勝手にやったことだとして処理されるだろうし、公式のコミュニケーション経路を逸脱して、その経路外のメンバーの行為を受けて行為しても、それは私的なものとして無視されることになる。また、自らの行為が関係づけられるべき組織に帰属する他の行為を適切に受けて行為する場合も、それが一定の手順をふんだものでなければ、やはりそれは組織に帰属する行為としては発効しないのである。組織に於いてメンバーは何が組織に帰属する行為であり、その中で何が自分に関係する行為であるかを一定の仕方と弁別し、それに基づいて一定の仕方と行為をしている。こうした一連の過程を形式合理化する点に組織の核心が存するのである。

このような視点からすると、従来一般に流通している組織の捉え方に定位するわけにはいかない。従来一般に組織は、共通目的の存在、その達成のための計画や調整を通じての共通目的に対する個々の行為の目的合理的な関係づけ、として規定されてきた³⁾。こうした捉え方の核には、<目的/手段>-図式をシステムの水準に投影して、共通目的をシステムの全体として、

システムの部分たる個々の行為をその手段として位置づけ、手段の組み合わせの様式としての組織によって、部分の総和以上のものとしての共通目的の達成がもたらされるという考え方がある。だがこうした考え方は、我々の視点からすると次のような理由によって支持できない。

このような意味での〈目的／手段〉一図式によって組織への行為の帰属が弁別されうるとすれば、個々の行為が全体としての共通目的に対する手段として一義的に規定され、且つそのように規定されていることについてのメンバー間の全域的な合意が必要である。つまり①メンバー間に、共通目的についての全域的な合意が存在し、②しかも合意のある共通目的がしかじかの行為を手段として一義的に規定し、③しかじかの行為が共通目的の手段として規定されていることについての合意が存在するが故に、ある行為が組織に帰属するか否かを弁別でき、④自らもそうした〈目的／手段〉一秩序の中に位置づけられる特定の行為を組織に帰属するものとして行うことができるのだ、と考えねばならない。

だがこうした考え方はできない。というのは、目的自体は適切な手段を導出することはできないし、まして手段を一義的に規定することはできないからである。目的は上位のものほど曖昧であり、矛盾する複数の手段を許容しうるし、さらに複数の共通目的が存在して、それらが矛盾することもある。また実際には、共通目的についての全域的な合意はほとんど存在し得ないし、存在する必要もないのである。

これに対して、こうした〈目的／手段〉一関係の未規定性を、階統的な地位秩序に裏付けられた命令による調整によって補完するという考え方がとられることになる。つまり、職位は〈目的／手段〉一関係の中に帰属されるタスクによ

って規定されるのであり、それ故に組織に於ける階統的な職位秩序は〈目的／手段〉一秩序である。そうした階統的な位階秩序に裏付けられて上から下へと下される命令によって、上位の目的の未規定性を行為の指示へと具体化し、同時に命令への服従という形で動機づけを行うことによって、共通目的の達成をもたらすという考え方である。

だが、こうした考え方も支持されない。目的についての決定は可能な手段の認知なしには下され得ないということを考え合わせると、〈目的／手段〉一秩序としての階統的職位構造という考え方は、単なる命令と執行の分担としての垂直的分業を意味することになる。これは論理的には組織のトップが最下位の者がとりうる行為を完全に知っていて、行為を具体的に指示することと同じであり、組織は単一のパースペクティブとして捉えられることになり、分業による協働の体系としては捉えられない。しかし、下位者は独自の環境接触を行うことによって自律的であり、上位者にはない詳細な事実の把握や専門知識を持って行為するのであり、上位者が命令によって下位者の行為を具体的に指示するものとして組織を捉えることはできない。さらにそれは水平的協働関係に於ける決定の相互関係を捉えることができないし、命令という階統的コミュニケーションに目的に対する手段の具体的指示と、そうした活動への動機づけという二つの機能を同時に仕込むことは困難である。

以上のように、〈目的／手段〉一秩序として組織を捉えることはできず、その困難の補完を命令関係による階統的地位秩序に求めることも過大な要求なのである。したがってこうした困難の核を成している、組織のあらゆる部分は共通目的に対する手段として資格づけられねばならないという考え方は、放棄されねばならない

のである。

このように〈目的／手段〉—関係によって組織を捉えるという従来の考え方は、組織に帰属する行為の関係のいわば内容的側面によって組織を捉えようとするもので、メンバー間での合意を要請する理論であり、それには多くの難点が存するのである。これに対して我々は、組織に帰属する行為が弁別され、それとの関係で組織に帰属するさらなる行為がつくり出される際に従う形式性を取り出すことを狙うのであり、合意の節約のメカニズムの解明を目指すのである⁽⁴⁾。だが目的や手段といった行為の間の関係の内容的側面が、組織において何ら重要な役割を果たさない、ということ⁽⁵⁾を主張するつもりはない。組織において目的が設定され、目的の設定を通じて様々な処理を行うことは組織の重要な機能である。ただ、組織の本体は決定という形式で帰属する選択をつくり出す制度的なメカニズムとして捉えられ、そうしたメカニズムの作動として、目的についての決定、手段についての決定がつくり出されるのだと考えられるのである。

Ⅲ. 近代組織論における「意思決定」の位置

組織を〈目的／手段〉—秩序によらずに、過程における形式的なメカニズムとして規定することのヒントを与えるものが、近代組織論に於ける意思決定への着目である。特に Barnard の理論には、組織に帰属する行為を、〈目的／手段〉—関係という内容的側面によってではなく、意思決定相互の関係づけのメカニズムを通じて非人格的なものとしてつくり出される組織的意思決定として規定しようとする着眼がある。

伝統的組織論では、組織上の種々の職位に公式的に配置されている客観的權威に目を奪われて、意思決定は注目されなかった。だが、

Barnard によれば「權威と組織内伝達の公式的構造の基底にあるものは、伝達ラインの職位全般にわたって配分されている相互作用的な意思決定過程」であり、これが、「協働体系の諸要素を総合してたえず具体的過程にまとめる、組織行為の本質的過程であるとみなしうるものである」とされる。(→ Barnard (1938=1968:195)) つまり、Barnard は組織の本質を単純に共通目的を端緒とする〈目的／手段〉—秩序に求めず、組織の構造の基底にある形式的な過程に注目して、意思決定という形式的な過程に求めているのである。さらに実体的にはあらゆる意思決定は個人が行っているが、そうした意思決定一般の中から組織に帰属する意思決定を、その非人格的な性格によって抽出し、組織的な意思決定は他の組織的意思決定との相互関係において作られていくという見方を呈示しているのである。

しかし Barnard の場合これは着想にとどまっている。つまり、組織的意思決定という形式的な過程としてのシステムとして組織を捉えることはせず、こうした形式的な帰属／非帰属のメカニズムとは別立てに組織を規定し、組織における意思決定として扱ってしまうのである。組織は、共通目的の達成のための「協働システム」の中核的な下位システムとして、共通目的、貢献意欲、コミュニケーションからなる、意識的に調整された人間の活動や諸力のシステムとして規定される。こうして、意思決定過程とは別個に組織の規定を与えておいて、様々な構造を有する組織においてそれらが意思決定にどのように作用するかを問うのである。あきらかに、意思決定の内容の合理的な決定に着目し、決定内容の合理的決定を〈目的／手段〉—関係によって捉えるものなのである。

Simon にあっては、組織は一定の組織目的をあらかじめ与えられている協働行為のシステム

として、意思決定のネットワークとは別に立てられ、組織に於ける意思決定が様々な影響力の作用によって、所与の目的に対する手段としての合理性を高度に獲得する仕組みを記述することが主題とされた。つまり、組織における意思決定の内容の合理的な決定に着目し、組織の構造的メカニズムから出発して、意思決定の内容の合理的決定を<目的/手段>-関係によって捉えることのみを問題としたのである⁽⁵⁾

結局近代組織論の力点は、職位構造や影響力などの組織の構造的諸作用による決定前提の供給を通じての、組織における意思決定の内容の合理的な決定にあり、意思決定の内容の合理的な決定をもっぱら<目的/手段>-関係によって捉えるのである。つまり、近代組織論は、意思決定を組織における事実的な平面での選択としてモナド的に取り出して、それへの構造的諸作用の把握をおこなうものなのである。

IV. 制度的メカニズムとしての組織

これに対して我々はあくまで、組織というシステムの要素が構成され関係づけられる形式性として決定を捉えるのであり、そうした決定間の関係がどの程度決定内容になるかについては、ひとまずオープンにしておくのである。つまり組織というシステムに帰属する要素が弁別され、それに基づいて組織に帰属するさらなる要素が形式合理的につくり出される際の、個々のメンバーが根拠とすることができるような形式性として決定を捉えるのである。したがって組織を事実的な平面でのモナド的な選択へと分解するのではなく、組織に帰属すると想定される他の要素との関係のなかで、さらなる要素が組織に帰属するものとしてつくり出されるという、制度的な水準で決定を捉えているのである。

ひと口で言うと、決定とは広義の意味で公式

化された選択である⁽⁶⁾。即ち、その非受容とメンバーシップの保持が両立しえないということについての、任意の第三者による規範的予期についての、大半のメンバーによる認知的予期が存在するような選択である⁽⁷⁾。つまり、当の選択を受容せずにメンバーであることはできないはずだとみんなが思っているということが、誰にもわかるような選択である⁽⁸⁾。決定というのはこのような広義の公式性を帯びた選択であるが故に、組織に帰属する選択であると見なされるのである。また選択によって定立される予期も、第一次的には広義に公式化されるのである。従って形式化のメカニズムとして組織を捉えるという我々の議論の焦点は、選択が広義に公式化される、即ち決定として資格づけられるメカニズムにあることは言うまでもない。

そうしたメカニズムの核心は、狭義の公式化にあり、それは特定のコミュニケーション条件の受容と手続の受容をメンバーシップ条件として制度化することを意味する⁽⁹⁾。これは、Luhmannの制度化の制度化という発想を組織論に用いたものであり、特定のコミュニケーション条件と手続というほんのわずかの規範をメンバーシップ条件として制度化することによって、それに他の一連のメカニズムが結合されて決定が資格づけられ、それによって莫大な量の予期が広義に公式化され、さらに制度化されるのである。

だが、法の場合の制度化の制度化としての裁判手続の制度化の場合、それは社会を均質に覆う単一の手続として制度化され、決定を集権的につくり出す。それに対して、組織においては決定をつくり出す能力を各メンバーに分散させるのであり、それによって分業を可能にするのである。このことは決定をつくり出す形式化のメカニズムに次のような要請を立てることになる。即ち、決定相互の選択的な関係づけ

を必要なものとし、選択の帰属過程の結節点を個別化することによって決定をつくり出すこと。つまり、他の諸決定と一定の形式で関係づけられることによって——このことは他の決定によって構成される決定状況における没主観的、非人格的対処を保障するものであるが——、そうした決定連関の中の一点として選択が構成されることを通じて、選択に公式性が付与され、決定として資格づけられるようにして決定をつくり出すことになるのである。

このような意味で、如何なる決定も他の決定との関係なしには下されえないのであり、人は何か既に決定されている、或いはそれによりさらなる決定が下されるだろうから決定するのである。したがって決定はバラバラに孤立した現象として把握されないのであり、決定は他の決定なしには決定しえないという意味で相互に条件づけ合うのである。つまり、諸決定は相互に状況を規定し、相互に相互の決定前提として機能し、こうした相互関係において決定は自らを決定として資格づけるのである。このような意味で我々は、決定が他の諸決定の連関を構成し、そうした連関に自らを一定の形式で関係づけることによって、自らを決定として資格づけるという仕方、決定を再帰的に構成する形式的なメカニズムに定位するのであって、決定内容の確定は二次的な問題である。

というのは、このように決定が再帰的に構成される仕方のうちにこそ、組織の形式合理性が見て取られるからだ。決定の再帰的な構成は、決定連関としてのシステムが再帰的に閉じることを意味するのであり、さらに再帰的な構成過程が形式化されることにより、決定が、システム外的な要因（例えば、メンバーの恣意、個人的価値観など）に依存せずに、純粹に決定連関としてのシステムによって構成されるというこ

とが可能になるのである。それ故に決定は、「組織の決定」として没主観的なものとしてつくり出されることが可能になるのである。

だが、そこで注意しなければならないのは次の点だ。他の決定と相互依存して決定が構成されるといっても、そうした構成過程に於いて関係づけられる他の諸決定が実際に決定された乃至決定されることになる、ということの意味するものではない。このことは極端に単純なシステムに於いてなら別だが、一般には最適原理による決定は不可能だということに対応している。それに対し、個々の決定は、それぞれ自らにとって選択的に関連するもの、所与と見なされるものとして扱われうる他の諸決定の織りなす地平の中へと構成されるのであり、そうした構成メカニズムは擬制的な想定をともなって作動するひとつの制度的なメカニズムなのである。それは、それぞれの決定が、自らと関連するものとして扱われうる他の諸決定の全てが実際に決定された乃至決定されることになるということ前提することができる、ということをも可能にするのであり、これが満足原理による決定の制度論的な基盤なのである。

V. <決定連関>のメカニズムとしての組織

上述の通りわれわれは、「決定Aと決定Bとが連関して、決定Aが決定Bの決定前提になっている」というふうに、組織を選択の事実性としての意思決定に分解して意思決定相互の関係を記述することを目指すのではない。選択を制度的な水準で決定として資格づける、制度的なメカニズムとして組織を記述することを目指すのである。

決定が再帰的に構成されるといっても、ある決定が関係づけられるべき他の諸決定が実際に決定された、或いは決定されることになるとい

うことは、当の決定を構成する際に確証されえない。そこでこうした構成過程においては、次のことが実現されねばならない。即ち、関係づけられるあらゆる決定が実際に決定された、或いは決定されることになるということをそれぞれの決定が前提することができる、ということである。そこで組織は、そもそも決定という形式で選択が行われることを、そうした形式を有さない選択、偶然の予期、環境における出来事にくらべ、より蓋然的なものにするメカニズムを決定過程に仕込んでいるのである。そうしたメカニズムによって、錯綜したリアリティーの中から組織を決定連関として際立たせることが可能になり、個々の決定からは、当該システムが決定から成るものとして現象することになる。それに基づいて決定が構成され、システムが構成されることが可能になるのである。

このようなメカニズムとして、<決定の決定>というメカニズムと<決定の想定>というメカニズムを挙げることができる。決定の決定は、個々の具体的な水準での選択が連結されるということ、即ち決定前提の決定、を意味するものではない。単なる決定と、決定の決定は明らかに決定という過程の水準の違いがある。決定という過程が決定という過程に向けられ再帰的にされるということは、決定するか否か、いつ決定するか、どのような決定を決定するかを決定するために、常に拠所とすることができる、言わばメタ的な過程水準が構成されることを意味するのである。このことは換言すれば、決定という過程の同一性が一定の形式性として構成され、決定という過程の同一性によって、具体的な決定の拠所となるメタ的な過程水準と具体的な水準での決定過程とが関係づけられることになるのである。

決定の想定というメカニズムは、組織におい

ては決定以外に関係づけを行う要素は存在しないが、どの決定も、それに自らを関係づけ、それによって自らの状況が構成されることになる他の諸決定を確証することができないという事態に対処するものである。このような事態にもかかわらず組織の存立が可能になるのは、次のことによる。即ちそれぞれの決定過程においてメンバーは、自らが行う決定が関係づけられることになる他の諸決定が決定として下された、乃至下されることになるということを想定し、それを前提とする、ということによってである。組織における決定のリアリティーはメンバーによる擬制的想定として選択されるのである。

このように決定の想定は、ある決定がその中へと構成されることになる、他の諸決定の連関としてのシステムを、錯綜したリアリティーから際立たせ、不確定なものとして主題化することである。そのメカニズムは個々の具体的な決定の水準と、それに対してメタ的な水準の双方に関わり、両者を関係づけるものである。それはひとつには、ある決定Aが構成される際に決定A-B-Cではなく決定A-C-Eという連関が想定されるという意味で、個々の具体的な決定の水準での選択的な想定に関わるものである。この水準での決定の想定は、決定状況を喚起する公式の伝達の内容、決定を下す当該職位の職務レパトリーとしてのプログラム、他の職位のプログラムについての知識、文書や記録の参照、等によって枠づけられる。

また、ある時点の決定Aが産出される際に想定される決定連関と、別の決定Bが産出される際に想定される決定連関は、決定の想定が選択的なものである点や、決定が再帰的に構成される点により、当然異なったものである。にもかかわらず、それらが同じく決定連関という形式を有し、同一の組織に帰属するものとされるの

は、次のことによる。組織には具体的な選択の水準での錯綜したリアリティーの中から、決定連関という形式の要素連関を際立たせる意味的な装置が存在する。それは、組織というシステムの同一性の形式がメタ的水準で構成され、個別具体的に見出される決定連関はそうしたメタ的水準での同一性形式としての決定連関の具体的な適用ケースとして解釈されることにより、決定連関としての形式性が保障されることになる、というものである。つまり、①システムの過程の同一性としての決定が構成され、そのような決定が関係をとり結ぶシステムの同一性の形式としての決定連関がメタ的水準で構成される。②そのような同一性形式としてのメタ的水準での決定連関に基づいて、具体的な個々の決定の水準で決定の想定によって具体的水準での決定連関が想定され、錯綜したリアリティーの中から決定連関として組織が浮かび上がる。③このようにメタ的水準の決定連関に基づいて、具体的水準の決定連関が想定されることによって、初めて決定が他の諸決定の連関との再帰的な関係の中へと構成されることが可能になるのである。

このように、メタ的水準でのシステムの同一性形式としての決定連関が構成され、それに基づいて具体的水準での組織のリアリティーとしての決定連関が想定され、決定が他の諸決定の連関との再帰的構成関係の中で構成されるという一連のメカニズムは、組織の最も本質的なものであり、われわれはそれを〈決定連関〉のメカニズムと呼ぶ。このメカニズムは、まさにメンバーが形式的なメカニズムに志向的に従って組織に帰属する決定をつくり出すという意味で、組織の形式合理性の核を成すものである。また、このメカニズムによって決定の再帰的な構成関係を設定することを通じて、組織は選択の帰属

過程の結節点を個別化し、組織に帰属する選択、公式の選択である決定をつくり出す能力を組織内のメンバー各点に散在させる。それにより、各メンバー点で共有されざる莫大な量の特定化された予期を制度的なものとして組織内にもたらしることが可能になり、高度に規則的で特定化された行為の関係のとり結びをつくり出すことが可能になる。決定能力の散在は、メンバー各点における多様なパースペクティブによる問題解決を可能にする。このように〈決定連関〉のメカニズムは、組織を分業による協働の体系として存立させることを可能にする本質的なメカニズムなのである。さらにこのメカニズムは、典型的にはプログラム化する決定として、組織の構造についての決定をも可能にするのであり、それにより、かなりの程度任意の予期を可変的に制度化することを可能にするのである。

以上のように、組織というシステムの要素が要素として再帰的に構成される仕方の内に、つまり事実性の水準での選択が制度的な水準で決定として資格づけられる仕方の内に、組織というシステムの同一性を見てとることができ、組織の本質的なメカニズムを抽出することができるのである。

Ⅶ. 自己指示的システム論の視角

上述のように、組織というシステムの要素としての決定が再帰的に構成され、決定として資格づけられる仕方の内に、組織の本質的なメカニズムがもめられるのであった。そこで以下では、そのようなメカニズムは如何なる装置によって記述されるのかを論じておく。

要素の再帰的構成という視角は、自己指示的システム理論の核を成すものである。⁽¹⁰⁾ 社会システムを自己指示的システムとして解釈する試みは、既に Luhmannによって行われている。

Luhmann は自己指示的システムを次のように規定する。システムを成り立たせている要素をシステムが自ら機能単位として構成し、こうした諸要素の間のあらゆる諸関係のなかでこの自己構成への参照を随伴させ、それ故このように自己構成が刻々と再生産される場合に、そのシステムは自己指示的である。この意味で自己指示的システムの諸操作は必然的に自己接触のなかで行われるのであり、環境接触の形式としては自己接触以外に持ち得ないのであり、この点に回帰のテーゼが要素の間接的・自己指示のテーゼとして含まれている。即ち例えばある行為が他の行為の予期を経由して自らを規定するように、諸要素は他の諸要素を経由した自己自身への再帰的な関係づけ、つまり他なるものを自ら分節し、それに基づいて自らを分節するという意味での再帰的關係づけを行っているのであり、この意味での要素の自己指示としての基底的自己指示 (basale Selbstreferenz) は自己指示的システムの最小限の形式であるという。(→ [Luhmann 1984:59~60, 600])

この自己指示的システムの規定には、自己創出的な (autopoietic) 再生産が含まれている。⁽¹¹⁾ ①システムの要素は、同じくシステムの生産物たる他の要素との再帰的關係づけを通じて生産されるのであり、生産されたものからさらなる生産が行われるという意味で再生産である。②また、どこまでもシステムを成り立たせる要素が再生産されるのであって、何かほかのものが再生産されるのではないという意味で、自己再生産である。③さらに、自己創出論で諸要素の相互作用の因果的循環としての回帰を、意味論的に読みかえて (——因果関係は時間の不可逆性を前提するが、それは社会システムの場合意味論的に把握される様々な諸形式に基づいて初めて可能になると Luhmann は考える——)、他

なるものを自ら分節し、それに基づいて自らを分節するという再帰的關係づけによって自己再生産を行うのであり、自己創出的再生産である。⁽¹²⁾

Luhmann によれば、上の3点には次のことが含意されている (→Luhmann [1984:60f])。自己創出論はシステムが自己再生産する際のかなる操作も環境には存在しえず、システム自体の操作として存在しなければならず、それ故閉じているということを前提する。したがって社会システムは、システム内部でどのような意味単位がシステムの自己再生産を可能にするのか、それ故どのような意味単位が繰り返し再生産されねばならないのかを規制するために、自ら固有の操作様式を定義しなければならない。この固有の操作様式の定義は、形式的にはシステムの単一性 (Einheit) の構成として刻々と継続してなされ、要素の単一性の構成はこの操作様式にしたがって、故にシステムの単一性の構成を参照して行われることになる。⁽¹³⁾ かなる場合も要素の単一性として働くものは、システムの単一性に対して単一性として構成されるのであり、要素の単一性はシステムの単一性と相関的なものであるとされる。換言すれば、要素の類型はシステムの類型と相関的なものである。例えばひとつの行為は神経生理学的に様々な要素にさらに分解されうるが、神経生理学的諸要素の組み合わせによっては行為のシステムを構成することはできず、行為のシステムの単一性は崩壊する。この意味で、要素の単一性はシステムの単一性を壊すことなしに下回ることのできない意味単位なのである。

このような形で社会システムを自己創出的再生産を行う自己指示的システムとして捉えると、行為の接続可能性が社会システムの根本問題になる。社会システムの自己創出的再生産は、同

一の要素の反復的な生産を意味するのではなく、同一ではない諸要素が接続されて生産されていくということを意味する。したがって現象的には社会システムの自己創出的再生産は、行為が出来事として刻々と生起し消滅するにもかかわらず、また他者との二重の不確定性にもかかわらず、他の行為と接続されていくという事態を意味する。このような接続可能性を確保することが社会システムの根本問題であり、接続可能性を確保するものとして構造を位置づけ、この点から構造形成や構造変動を捉えていくというのが Luhmann の議論の戦略である。

行為の接続可能性は、直接的には要素たる行為の単一性が、接続行為の不確定性に対して開かれたものとして構成されることによって確保されることになるが、その単一性の構成についての Luhmann の議論は明確なものではない。

ここでもいさき単純化して次のように考えることができる。行為の接続可能性を確保する単一性は、ひとつには、より複雑な選択生起としてのコミュニケーションをより単純な選択生起としての行為に還元すること、さらに行為に関する予期を安定化することによって構成される。コミュニケーションと行為は何ら実体的な区別ではなく、その選択性の違いを分析的に区別したものであり、社会システムの要素はコミュニケーションであり同時に行為でもある。社会システムを刻々と構成していくという側面からみると、コミュニケーションが社会システムの構成的要素である。そしてコミュニケーションは他のコミュニケーションとの連関を関係に入れることを通じて自己自身と再帰的に関係をもつのであり、この意味で基底的自己指示をもつ。しかしコミュニケーションは、情報自体の選択性、情報の伝達の選択性、理解の選択性(受容の選択の予期)という三つの選択性が統合さ

れたもので非常に複雑なものである。また、あるものを他のものから区別して情報獲得を行う操作としての観察はコミュニケーションとして生起する。したがってコミュニケーションそれ自体は観察不可能である。そこでコミュニケーションをシステムに帰属する選択としての行為に還元することによって観察を可能にしている。コミュニケーションは名宛人を確定され、時点を確定され、上の三つの選択性をいちいち考慮する必要なく単にシステムに帰属する選択として単純化され、それが接続点となるのである。例えばコミュニケーションを事実の連鎖のように思念する場合、それは既に行為に還元されているのである。このようにコミュニケーション過程は同時にシステムの自己単純化の過程を伴い、選択的生起を行為として捉え、行為に関して予期をおこなうのである。そして、行為に接続する行為を可能にするのはそのような予期の安定化であり、それは二重の不確定性という状況下で事実的に生起する選択、行動の継起を通じてもたらされると考えるのである。これは接続可能性を事実性の問題として置くことになりかねない。またこの議論は行為の接続は如何にして可能かという問いのもとに、接続可能性は予期構造によって可能になり、予期構造はシステム形成によって可能になり、システム形成は行為の接続によって可能になるという循環に陥ってしまうのである。

VII. 接続可能性とシステムへの帰属性

そこで我々は、接続可能性の問題を次のように考えることにする。上述のようにシステムに帰属する行為は、同じくシステムに帰属するものと想定される他の諸行為が弁別され、それとの再帰的な関係づけを通じて構成される、つまり接続される。組織という社会システムを成り

立たせている組織的行為は、あれは組織に帰属する行為だ、あれは組織には帰属しない行為だという弁別に基づいて、組織に帰属するとされる行為を前提としてそれに自らの行為を一定の仕方に関係づけることによって、組織に帰属するものとして構成される。例えば「補助金の申請に対する認可の決定」という組織的行為は、もちろん補助金の認可という行為の内容と、組織に帰属する行為としての決定という形式とは不可分であり、両意味水準は一体となっている。しかし組織に帰属するさらなる行為の接続を開くのは、しかじかの行為という行為の内容ではなく組織に帰属する行為としての決定という形式性なのである。このような営みは組織の関与者（メンバー）自身が行っているのであり、このような行為の構成の営みの中で組織というシステムはリアリティーとして現象するのである。したがってこのような営みを記述することを通じて、そのシステムの記述が与えられるのである。

ただしそれは当のシステムについての関与者のイメージを記述することではない。「わが社は電気メーカーだ」といった、関与者（メンバー）の組織イメージを記述するのではないのである。関与者を介して作動する、帰属を資格づけるメカニズムを記述するのである。また必ずしも、システムに帰属する行為はしかじかのものだと関与者が意識しているものを記述することでもない。通常、組織というシステムに帰属する行為はしかじかのものだとすることを関与者（メンバー）が意識的に把持していることは稀で、明確に意識されることなく帰属／非帰属の弁別が与えられ、組織に帰属する行為がつくり出されているのであり、帰属／非帰属は疑わしい状況において問題化するにすぎない。システムへの帰属性を与えるものは、関与者が有す

る解釈枠組なのである。また、関与者の解釈を経由するといっても、帰属／非帰属は関与者によって恣意的に弁別されるのではない。帰属／非帰属の弁別を規制する枠組は、システムによってつくり出され、いわば制度的な水準で与えられているのであり、関与者によって分有されているのである。その意味でそうした枠組は、システムの部品なのである。システムへの帰属性を与えるのは、比喩的に言うならば、いわばシステムの自己解釈原理として関与者に与えられているのであり、関与者はそれを解釈枠組として遂行しているのであり、それが行為の接続をつくり出すのである。

選択Aを受けて選択Bが接続される場合、選択Aは選択Bを決定するのではなく選択Bは様々な可能性をとりうる。同様に行為に行為が接続する場合、行為の接続の可能性はある範囲で開かれているのであり、ある行為の意味はそれに接続すると見込まれた行為によって決定されるわけではない。行為は接続行為の不確定性に対して開かれたものとして構成されるのであり、この点が社会的秩序の不可欠の特徴である。このようにある範囲で開かれた接続可能性を秩序として取り込んでいるメカニズムが、システムへの帰属性をめぐるメカニズムなのである。ある行為がある選択内容、情報を有しているから接続が開かれるのではなく、第一次的にはそれが当のシステムに帰属する行為であるから接続がひらかれるのであって、行為の内容は二次的なものである。

そこで、より高次の秩序段階の諸形式を前提として、それがどのようにいわば解釈原理として作用することによって帰属性をつくり出し、行為の接続をつくり出すのかを記述するという方向で議論を進めることが考えられる。様々な種差を持つ諸行為を皆システムに帰属するもの

とするためには、システムと環境の差異に基づいてシステムの同一性が何らかのかたちで構成されていなければならない。したがってシステムへの帰属の弁別に基づいて行為を構成するという要素の水準での操作の中に、システムの同一性の構成、参照という契機が含まれるのである。故に、帰属性をめぐるメカニズムはシステムの同一性の構成という方向から明らかにしなければならない。このシステムの同一性の形式が、要素の帰属の有りかた、接続の有りかたを規制し、システムの類型的特性をつくり出すことになるのである。例えば、組織のようにシステムの同一性が高度に形式化されたシステムでは、帰属が行為の内容に（全く依存しないということではないが）非依存的にされるため、様々な行為が許容され、複雑なシステムの形成が可能である。これに対し、特定の目的の達成のためにつくられた集団のようにシステムの同一性があまり形式化されていないシステムでは、当の目的に対して一義的に手段としてみなされるというふうに帰属が行為の内容に大きく依存し、複雑なシステムの形成は困難である。このようにシステムの同一性の構成という視角で帰属をめぐるメカニズムを解明することは、多くの知見をもたらすことになるのである。

VII. 自己指示的メカニズムとしての〈決定連関〉

Luhmannの議論においては行為の帰属の問題は、たかだか動機、利害などの意味論による帰属過程の問題とされ、システム自体のメカニズムとしては展開されない。しかし、われわれが帰属をめぐるメカニズムを記述する際におおいに参考になる考えが出されている。Luhmannは自己指示の三つの形式として、要素の自己指示としての基底的自己指示、過程の自己指示としての再帰性 (Reflexivität)、システムの自己

指示としての反省 (Reflexion) の概念を提出する。われわれはこれらを同一性の構成のメカニズムとして再解釈し、そうした同一性の構成を参照して要素が構成されることにより、要素にシステムへの帰属性が付与され、その単一性が一定の形式を持つものとして構成され、ある範囲で開かれた可能性にたいして接続可能になると考えるのである。

指示 (Referenz) は、ある区別の枠内においてあるものを指示する操作であり、自己指示は指示の操作が指示操作によって指示されたものの中に含まれていることを意味する。つまり自己指示の操作は、それ自体が属する何らかのもの (= 自己) を指示するのであり、常に区別に導かれて、そうした操作が自らをそれとして同定するところのものを指示するのである。その場合、どの区別にしたがって自己自体が規定されるかに応じて、自己指示の三つの形式が考えられる。

まず、要素と関係の区別にしたがって要素が指示される場合、自ら指示する自己は要素であり、それを基底的自己指示という。これは自己指示の最小限の形式であり、いかなる自己指示的システムにも備わっているものである。その場合次のことが注目される。自己創出的再生産は、要素が当のシステムの要素として再生産されるのであり、何か他のものとして再生産されるのではないということを保障するために、システムは自己観察を行う。上記の自己指示的なコミュニケーション過程において、〈システム/環境〉一差異に基づいてシステムに帰属するものとして行為を指示し、コミュニケーションを行為に還元するのであり、こうした操作自体がコミュニケーションによってなされる、即ちシステム自体の操作としてなされるので、自己観察なのである。したがって自己観察は、〈シ

システム／環境〉一差異を、その差異によって自らを構成する当のシステムに導入することであり、これはいかなる自己指示的システムにもみられることである。ただし、それはこのような自己指示的な区別の操作がコミュニケーションを通じて遂行されているという事実性であって、関与者によって意識されているとか、システムの同一性が主題化されているとかを意味するものではない。

したがって基底的自己指示によって、システムの最も原初的な同一性が構成されていると考えられる。自己指示として基底的自己指示の形式しか持たない単純なシステム、形式化の程度が低いシステムでは、個々の状況に対して距離をとり、それに対して様々な選択をつくり出すということができない。換言すれば、ある行為に対する接続の可能性が小さいものに留まらざるをえない。それは、同一性の機能を考えれば明らかだ。同一性の機能は、様々な可能性の間の代替を可能にすること、開かれた可能性に対する接続を確保することにある。しかし基底的自己指示のみによって構成される同一性は、およそ如何なる社会システムでも持っているような原初的なものであり、それは形式化されておらず、主題化されず、単にコミュニケーションの遂行として示されるのみのものである。そうした原初的同一性は、コミュニケーションの主題の制約として構成されたり、つまりあることながらについての行為によって成るシステムというぐあいに、同一性が行為の内容として構成されたり、また、システムへの関与者の制約として構成されたり、つまりある一定の人々による行為から成るシステムとして同一性が構成されたり、また、行為の時間的制約として、現在刻々と行為が生起する限りでは同一性が認められるが、いったん中断したら同一性が消滅するよ

うな形で、構成されたりする。したがってこのような原初的な同一性しかもたないシステムは、ある行為があることならに関する行為であるが故にシステムに帰属するものとされ、それに対して自らもそうしたことならに関する行為として構成することによって接続を行うのであり、行為の単一性自体も形式化されえず、接続可能な行為のヴァリエーションも限られたものとどまるのである。

これに対して自己指示の形式として再帰性や反省を持っているシステムは、より形式化されたシステムとして捉えられる。というのは再帰性や反省は、可能性の代替の準拠を形式的に構成しそれに基づいてより広範な代替を可能とするという意味で、同一性の形式化のメカニズムとして捉えることができるからである。そして、組織は〈決定の決定〉という再帰性と〈決定の想定〉という反省を有する、形式化されたシステムとして捉えられるのである。再帰性は過程の同一性の構成に基づいて、システムとそれに帰属する要素の関係を、それらが関係を取り結ぶ形式として主題化するのであり、反省はシステムの同一性形式の構成に基づいて、その時々〈システム／環境〉一関係を不確定なものとして主題化するのである。

過程は、具体的な選択的出来事が相互に時間的に（意味論的な前後関係として）連結され、先行する選択乃至予期される後行する選択が選択前提として個々の選択の中に組み込まれることによって、成立する。個々の選択的出来事の成立は、先行する出来事と後行する出来事を選択性に負っているのであり、個々の選択的出来事は先行、後行する諸過程の単一性を構成し、そうした過程の単一性として自らを指示するという自己指示によって過程は成立する。例えば、ある人が議論をし、途中でけんかになり、なぐ

られて、けがをして病院に運ばれるといった単なる出来事連鎖は、過程とはいえない。というのは、ある出来事が、他の出来事との連関の中ではじめて成立するという複合的事態の単一性を構成し、そうした単一性として自らを指示する場合に過程が成立するからである。過程の諸要素には、同じ類型が要請されているのである。いくつかの決定の連鎖が過程であるためには、その中のある決定が、そうした決定連鎖の中ではじめて成立するという事態を決定の連結の単一性として構成し、そうした決定連結という単一の事態の一契機として自らを指示していなければならないのである。

このような過程の自己指示がさらに個々の諸過程によって分節される場合に、即ち、ある過程が自らに帰属する自己指示の操作をさらに関係づけるところの自己としてはたらく場合に、再帰性が成立するのである。それ故再帰性は、自己指示それ自体がそこへと帰属されるところの単一性が構成されねばならないのであり、いわば過程の同一性が形式化されて事実に生じうる選択としての諸過程に対してメタ的な水準で構成されねばならないのである。決定という過程は、それが他の諸決定との連関の中に組み込まれた一契機として自らを指示する限りで過程たりうる。〈決定の決定〉は決定過程の再帰性であるが、それはある決定の際に、他の諸決定の、決定（という過程）としての単一性を当の決定において妥当させるのであり、その意味で過程の自己自身への適用なのである。決定の決定という再帰性は、個々の具体的な選択活動としての決定の根底にある、そうした諸選択の関係のとり結びの形式を過程の同一性として構成するのであり、関係のとり結びの形式としての過程の同一性形式を個々の具体的な選択活動としての決定に適用し妥当させるのである。し

たがって、決定の決定は、単なる決定とはあきらかに水準を異にするものであり、単なる決定という過程の関係のとり結びを形式化することによって形式化された過程の同一性の水準を構成するのである。結論的にいえば、再帰性のメカニズムの中で、過程としての選択が主題的に分離され、そうした選択を可能にする形式的諸前提として、手続の経由、その前提としての他の決定の想定、その前提としての公式の伝達を受容、その前提としての他の決定の認知、その前提としての手続の経由、………という循環が構成され、こうした循環的な形で備給される選択の形式的諸前提の総体として、過程の形式としての決定が構成されるのである。⁽¹⁴⁾そしてこのような過程の同一性形式が構成されることより、個々の過程の水準における過程の単一性の形式性が強化されるのである。

システムと環境の区別に基づいて、システムがその環境との差異において自らを指示する場合、反省が成立する。反省と自己観察との違いは、次の点にある。自己観察は、コミュニケーションを通じてシステムと環境がパフォーマンスに分節され、システムの同一性がパフォーマンスに構成されているという事実性を特徴づけるものである。これに対して反省の場合、自己観察において遂行される分節視点を主題化するものであり、それとともにシステムの同一性が形式化され、自己観察としてパフォーマンスに与えられたシステムの同一性を主題化するものである。

反省は自己観察を通じてあたえられる〈システム/環境〉—差異をコンテクストにした〈システム/環境〉の複数の関係づけを、さらに関係づけるものである。自己観察においては、ある問題設定のもとに、ある分節視点からシステムと環境がパフォーマンスに分節されている。

反省はこうした問題設定、分節視点を問題化し主題化するのである。その場合、環境に対するシステムの関係づけという、自己観察を通じてあたえられる〈システム／環境〉一差異に対してはメタ的な水準でコンテキストが設定され、こうしたコンテキストに基づいてその時々々のシステムと環境の不確定な関係設定における不確定でない関係設定原理としてシステムの同一性形式が構成されるのである。その場合再帰性を通じて構成された過程の同一性形式が、システムに帰属しないものとの対比で対象化されて、システムによる〈システム／環境〉一関係の分節というコンテキストに対して、不確定でない関係として、そのような分節の原理、関係設定原理としてシステムの同一性形式として構成されるのである。このように反省は、 $F(X)$ という関数的同一性としてシステムの同一性形式を構成し、それに基づいてその時々々の〈システム／環境〉一関係におけるシステムを、その関数が特定値をとったもの $f(a)$ として主題化するのである。このような同一性の形式化によって、システムへの帰属性が形式化され、それによって広範な接続可能性が確保されるのである。さらにシステムに帰属する行為の根拠としてこうした形式に志向することが可能になり、形式合理的な行為の構成が可能になるのである。

〈決定の想定〉は、このような意味で組織というシステムの反省である。自己観察によってその時々々に与えられる〈システム／環境〉一関係をもとに、例えば、しかじかの財務環境だといったぐあいに環境の同一性を想定し、これに対応してシステムの同一性の形式が構成されることになる。それは、その時々々の〈システム／環境〉一関係づけをさらに関係づけるものであり、環境に対するシステムの関係づけというメタ的な水準でコンテキストが設定され、こうし

たコンテキストからしてその時々々のシステムと環境の不確定な関係設定における、不確定でない関係設定原理としてシステムの同一性形式が構成されるのである。このシステムの同一性形式が、〈決定の決定〉のメカニズムで構成されるメタ的な水準での形式としての決定が連関してシステムを成しているものとしての決定連関なのである。このメタ的な水準における決定連関というシステムの同一性形式がコンテキストとなつて、具体的水準でのその時々々の〈システム／環境〉一分節である決定連関を、錯綜したリアリティーの中から不確定なもの、場合によっては別様でもありうるものとして主題化するのである。このような〈決定連関〉のメカニズムによって、組織は錯綜したリアリティーの中から決定の連関として現象し、決定は他の諸決定との再帰的な関係において構成されることになり、形式合理的に決定が構成されることが可能になるのである。またこのようにシステムの同一性が形式化され、それを介して組織への選択の帰属が作り出されるということは、組織に帰属する選択としての決定の多様性を保障するものであり、選択の複雑な組み合わせを可能にするものなのである。

IX. 〈決定連関〉のメカニズムの意義

以上において我々は、①わずかな規範しか共有されていないにもかかわらず、高度に規則的で斉一的な行為をつくり出し、高度に特定化された行為のとり結びをつくり出す、形式合理的な装置として組織を捉えるべきこと、②その観点からも組織は〈目的／手段〉一秩序としては規定されえないこと、目的についても組織は選択しうるものとして規定されねばならないことを確認した。③そこで、目的や手段についての選択が組織に帰属するものとして作り出され

ていく過程に着目して、そうした選択の帰属の資格づけの制度的なメカニズムとして組織は規定されることを、〈決定連関〉のメカニズムとして検討し、それは自己指示的システム理論の観点から記述されることを確認した。

そしてこのような〈決定連関〉というメカニズムは、過程を決定という形式で他の諸決定との間で再帰的に構成するということに向けられている。それは、次のことを意味する。組織は決定を、相互の関係づけを必要なものとし、選択の帰属過程の結節点を個別化することによって、つくり出す。このことによって、決定をつくり出す能力を組織内に散在させることができるのである。つまり、諸決定の相互の関係づけを必要なものとし、そうした他の諸決定と一定の形式で関係づけられることによって、各メンバーの行う選択が組織に帰属する選択として、決定として資格づけられるようにして決定をつくり出すのである。換言すれば、公式の伝達を受けて、決定を想定し、想定された決定連関の中に決定を構成するために公式の手續に従い、決定を下し、公式に伝達する、という一連の形式的な諸経過をメンバー各点に設定することによって、メンバー各点においてそうした諸経過を経て公式の、それ故その非受容がメンバーシップの保持と両立しえないということについての任意の第三者の規範的予期が認知的に予期されるような選択、即ち決定、をつくり出すことが可能になるのである。組織のトップ一人がというのではなく、それぞれのメンバーが行う選択が、「組織の決定」として発効するのである。このような意味で、組織に帰属するものとしての公式の選択である決定をつくり出す能力を、組織内の各メンバー点に散在させることができるのである。

決定の再帰的構成をめぐる自己指示的メカニ

ズムは、次の点から組織にとって本質的なものだといえる。①それは、メンバーが形式的なメカニズムに従って、そうした形式性を論拠に組織に帰属する行為をつくり出すという意味で、組織の形式合理性の核を成すものである。

②決定をつくり出す能力を組織内の各メンバー点に散在させるということは、分業による協働を可能にする基盤として本質的なことである。それは、規範の共有を節約し、ほんのわずかのメンバーシップ条件の共有に基づいて、メンバー各点でその時々、共有されざる特定化された予期を、その受容についての任意の第三者の合意が想定されうるものとして、合意をより擬制的に想定することをともなって定立し、そのことを通じて各メンバー点で共有されざる莫大な量の特定化された予期を制度的なものとして組織内にもたらすことを可能にし、高度に規則的で特定化された行為の関係のとり結びを可能にするからである。

③決定能力の散在は、次の理由からも分業による協働にとって本質的である。決定能力を各メンバー点に散在させることは、各点においてそれぞれのパースペクティブでなされる情報処理や問題解決を連結することができる。例えば、仮に決定能力がトップに集約されていて、トップに立つ決定者がメンバーの行為を指の動かし方ひとつに至るまで規定するような場合があるとしたら、そのような場合にはせいぜい肉体的な負荷の分担というくらいの意義しか認められず、情報処理や問題解決能力という点では一人の行為者の行為とかわりがないのである。分業による協働は、ある意味では、組織に帰属する選択を分担し、連結することによって、複数のパースペクティブによる情報処理、問題解決を動員し、組織としての問題解決能力を高めることなのである。

④さらに、このメカニズムは典型的にはプログラム化する決定として組織の構造についての決定を可能にしている⁽¹⁵⁾そして、目的はプログラム化する決定によって選択されるプログラムのひとつのタイプとして位置づけられることになる。プログラムは個々の具体的な水準で決定の想定を規制し、決定の内容的側面を規制するのであり、問題解決に向けての分業の内容的な関係を規制するという点では構造の中では最も重要なものである。それが決定によって確定されるものなのであり、組織は自らをかなりの程度可變的に構成し、環境の変化に対して高度の問題解決能力を持つことを原理的には可能にしているのである。つまり、このような構造決定も過程における決定として行われるのである。システムの同一性形式としての決定連関をメタ的水準で構成し、それを不確定でない原理、コンテクストとして、その時々具体的な水準での〈システム/環境〉—関係のとり結びとしての決定連関を、不確定なもの、別様でもありうるものとして主題化する。そうした〈システム/環境〉—関係に基づいてシステム境界の安定化という観点からシステム問題の定式化を行い、それへの対処として〈システム/環境〉—関係の部分的代替を行う決定、即ち構造決定をつくり出すのである⁽¹⁶⁾

我々の理論は〈決定連関〉の構成による決定の再帰的構成というシステムの過程に定位して、構造決定をそうしたシステムの過程として位置づけ、構造と過程の関係づけをシステムの操作として明らかにするものである。合理化という点からいえば、構造と過程を別個のもの、それぞれ別々に合理化されるものとして捉えたり、構造を通じての過程の合理化のみを捉えたりするのは、環境に対する問題解決的なシステムとしての組織のメカニズムを的確に捉えること

はできない。構造それ自体の合理性とか、過程それ自体の合理性というのは考えられず、過程における選択は構造による予備選択によって可能になるのであり、逆に構造は過程における選択を通じて選択されるのであるから、合理性は環境に対するシステムの合理性として、それ故、構造と過程の関係の合理性として捉えられねばならない。〈決定連関〉の構成による決定の再帰的構成という組織の過程に定位して初めて、環境に対処して問題解決を行っていく組織が、そのために構造と過程の関係づけを合理化するメカニズムを捉えることができるのであり、プログラム化する決定とプログラム化された決定の分業関係を通じての分業編成のメカニズムを捉えることができるのである。Luhmann〔1973〕のいう、システムの複雑性縮約能力の上昇としての「システム合理性」も、我々が展開したような形で決定過程に定位することによって初めてその基盤が与えられることになるのである⁽¹⁷⁾このように〈決定連関〉という決定の再帰的構成のメカニズムは、組織の問題解決活動の基盤なのであり、その意味でも組織にとって本質的なことである。

そこで最後に、組織の問題解決の過程について簡単にふれておこう。組織の問題解決の過程は、専門化された分業を可能にするように構造化をする必要性と、硬直化した構造化を回避して、〈システム/環境〉—分節の必要性に対して柔軟に対処する必要性という逆方向の要請に共に応じなければならないという原理的な問題を有している。これに対して形式合理的なメカニズムとしての組織は、有効に対処する性能を原理的には有している。①ひとつは、〈システム/環境〉—分節の必要性をシステム問題へと変位するプログラム化する決定によって、環境に対してシステムを相対的に非依存的に安定化

させるとともに、必要な場合には可變的にしう
るという性能である。それは環境の同一性を想
定するとともに、その時々具体的な水準での
決定連関として〈システム／環境〉一関係を不
確定なもの、別様でもありうるものとして主題
化することに基づいている。即ち、問題設定、
分節視点の問題化という反省の機能である。②
さらに、決定能力の散在に基づいて、下位シス
テムごとにそれぞれの環境展望に基づいて、そ
れぞれ問題変位としてのプログラム化する決定
を行い、それぞれが自らの下位システム境界を
環境に相対的に非依存的に安定化すると同時に
可變的に備えることができるという性能である。
③また、プログラム化する決定とプログラム化
された決定の相互負担免除により、プログラム
化する決定が大局的な視点で決定し、構造化す
るのであり、プログラム化された決定はプログ
ラム化する決定による構造のもとで、局所的な
詳細な決定をするという分業をつくり出すこと
ができるという性能である。

以上のように、システムの過程に着目して、
選択が組織というシステムに帰属するメカニズ
ムに定位することにより、組織に見られる多く
の本質的な特徴がそのメカニズムに基づいてい
ることが明らかになるのである。この意味から
も、〈決定連関〉の構成に基づく決定の再帰的
構成のメカニズムは、組織の最も基本的なメカ
ニズムであるといえるのである。⁽¹⁸⁾

注

- (1) 形式合理性のこの規定は、Weberをもとに組
織への行為の帰属という観点から筆者が与えた
ものである。
- (2) Luhmann〔1972=1977〕参照。また、
Luhmannは、ある予期に任意の第三者の合意
が擬制的に想定されるばあい、その予期を「制

度」と呼ぶ。つまり、任意の第三者が持つと認
知的に予期される予期のことである。本論文で
の「制度」概念はすべてこの意味で用いるので
注意が必要である。

- (3) このような組織の規定は、Weber〔1922〕の
官僚制論、Fayol〔1925=1972〕、Gulick〔1937〕
らの管理論的組織論や、最も純粋な形では、
Nordsieck〔1934〕、Kosiol〔1959〕らの経営経
済学的組織論に典型的に表れている。しかしそ
れ以降の組織論の展開においても、組織の概念
規定の点ではこうした考え方が継承されている。
構造論的視点から組織の内部構造の解明をめざ
したEtzioni〔1964=1967〕やBlau/Scott〔1962〕、
システム理論的視点からのParsons〔1956〕、現代
組織の官僚制的側面の解明をめざしたSelznick
〔1957=1970〕、Merton〔1940〕、Gouldner
〔1954=1963〕など、やはり〈目的／手段〉
一図式によって組織を捉えている。その後の
アストングループなどによる構造論的組織論
やコンティンジェンシー理論においても、〈目
的／手段〉一図式はやはり前提されている。た
だし、近代組織論や官僚制の逆機能の研究に見
られるように、組織は単なる〈目的／手段〉一
秩序としては捉えられないということがあきら
かにされているが、〈目的／手段〉一秩序に代
わる組織の積極の規定は与えられていない。
- (4) 内容と形式の区別は相対的なものである。こ
こでは、ある視点からする、目的としての行為、
手段としての行為のすべてが組織に帰属する行
為として共通に持っているところの様式を、形
式性として取り出すことを狙っているのである。
- (5) Simon〔1945=1965〕、March/Simon〔1958
=1978〕参照。
- (6) この公式化の概念は、Luhmann〔1964〕を
ヒントにしたものである。
- (7) 違背が認知された場合にそれに適応した学習、

即ち予期の変更がなされる予期は認知的予期と呼ばれ、違背が生じてもあくまで固持される予期は規範的予期と呼ばれる。(→ Luhmann (1972=1977:47 ff))

- (8) したがって、広義の公式化とは、ある選択に関して、その非受容とメンバーシップの保持が両立しえないはずだという規範的予期を制度化することである。
- (9) メンバーシップ条件として、その受容が制度化される予期は、組織において妥当するあらゆる予期とリンクされうるような核として、メンバー各点できわめて特定化された予期の受容を可能にするようなものでなければならない。そこで、メンバーシップ条件として、コミュニケーション条件と、手続の受容が制度化されることになる。コミュニケーション条件とは、特定のコミュニケーション経路、命令、上申、文書による伝達といったコミュニケーション類型についての規則であり、それによってメンバーのコミュニケーション行為を一様に規制するものである。こうしたコミュニケーション条件に従うことにより、それによって伝達される予期の公式性の確証が与えられ、状況がメンバーシップ問題がらみで規定される、即ち、公式的に規定される、契機が与えられることになる。さらに、そうした状況下で個々のメンバーごとに予期される特定の選択をつくり出すための手続がメンバーシップ条件とされる。手続としては、プログラムに従うことや、プログラム化されていない場合には口頭の審理をふまえること、等が考えられ(厳密な規定は、本論文の注④を参照)、それによって個々の特定状況における各メンバーごとの特定の予期も、メンバーシップ問題にリンクされることになるのである。
- (10) 社会システム論においては従来一般に、自己組織性は、一定の制御構造を前提として、一定

の環境条件のもとで許容状態が達成されない場合に、許容状態を達成するよう制御構造を変動させるものとして、サイバネティクスの定式化されてきた。このように定式化すると、行為の水準では、制御循環を前提として、同様な行為がくりかえし実現されるための条件、社会システムによるそうした条件の学習が問われることになる。しかし、社会システムの場合、社会計画論などに典型的に見られるように、フィードバックとして捉えられるような行為の因果的循環は、かなり高次の制度的な秩序諸形式を前提として初めて可能とされるものである。しかし、我々が定位するのは、そもそも行為がシステムに帰属される場面、行為が他の諸行為との関係においてシステムに帰属するものとしてつくり出されていくという最も原理的な水準であり、同一の行為がくりかえし実現されるための制度的な諸形式を予め前提することはできないのである。そこで、要素が他の諸要素との再帰的な関係において構成されていくという水準に定位する。自己指示的システムの理論に立つのである。

- (11) 自己創出的システムという考えかたは、Maturana, Valeraらによって展開されたものであり、次のようなものである。「自己創出的システムとは、構成諸要素の生産の閉じたネットワークの単一性(unity)として定義され、これら諸要素はそれらの相互作用を通じてそれらを生産するネットワークを回帰的に実現し、さらにこれら諸要素は、それらが存在する空間において、ネットワークの実現に参与する要素として、このネットワークの境界を構成する、そのような要素の生産の閉じたネットワークの単一性として定義される」(Zeleny (1981:21))。そのポイントは、単にシステムの諸要素の何らかの程度に確定された関係だけでなく、システムを成り立たせている要素それ自体も当のシ

テムを成り立たせている他の諸要素との回帰的な関係づけをつうじて再生産されているという点である。ただし、回帰 (recursion) とは、システムが円環的因果性によって機能していることであり、システムが、当のシステムの直前の状態によって決定される状態移行を、刻々と遂げていく能力のことである。

(12) 本論文で用いている「再帰的關係づけ」とは、すべてこの意味で意味論的なものとして用いており、因果的な循環としての「回帰」とは区別していることに注意が必要である。また、意味論的には要素とシステムは同時分節されることになるが、「再帰的關係づけ」とは、ある要素が構成されるまさにその点においてシステムが構成されるという意味で、同時分節という事態を言い当てたものである。また、Luhmannの言う「自己構成への参照を随伴させる」というのも、これを言い当てたものと解することができる。

(13) 「単一性」Einheit, unity という概念は、Luhmannの理論において多用される難解な概念であるが、ここでは次のように理解しておこう。例えば、「戸口でベルを鳴らす」という行為は、それ自体としては同一性であり、戸が開けられるという行為に対しては差異である。「戸口でベルを鳴らす」という行為」として思念可能なのは、それが同一性と差異の統一として、「ひとつの意味」として捉えられるからであり、その意味で単一性とは同一性と差異の統一であると言える。(→Luhmann [1982]) また、何らかのものに対する差異がなければそもそも指示は不可能なので、差異なしの同一性それ自体ということはありません。あるものが指示可能である場合には、同一性と差異の統一としての単一性が存するのである。つまり、単一性とは指示可能性と同値である。同様に、シ

ステムの単一性は、システムそれ自体の同一性と環境に対する差異の統一を意味する。Luhmann理論の基礎概念の「複雑性」には、可能性の過剰という意味でのいわば単純な複雑性と、構造化された複雑性がある。システム内的な複雑性は構造化された複雑性であり、システムの要素のすべてがすべてに関係づけられることはできず、諸要素の関係づけが過程を通じて選択的にのみ可能とされるのだという事態を意味する。

(→Luhmann [1981:340]) したがって、過程としての選択においてはシステム内的複雑性は主題化されえない背景にとどまり、それは単一性観念を通じてのみ接近可能なものになる。

(→Luhmann [1981:203f]) こうして、選択的にのみ関係づけが可能となるという複雑な事態を、それ自体としての同一性と環境に対する差異の統一という形で単純化して、主題化可能なもの、指示可能なものにするのであり、こうして過程においてシステムを単一性として指示することによって選択することを通じて、システム内的複雑性と過程の関係づけを行っているのである。

(14) 手続とは、公式の伝達を個々の具体的な選択へと媒介する様式の形式であり、他の諸決定の想定を決定過程の遂行に織り込んで決定をつくり出すことの確実性を保障するものである。つまり、そうした想定された決定連関にさらなる選択を適切に関係づける様式を規定するものである。具体的には、プログラム化された決定の場合には、プログラムに従うことが、プログラム化されない決定の場合には、決定をつくり出すための特別な相互行為システム (例えば口頭での審理) を設定することが手続とされる。これらは、いずれも、他の諸決定に基づいてある決定がつくり出される経過の非人格性、没主観性を保障するものなのである。

(15) プログラム化する決定/プログラム化された決定については、March/Simon (1958=1978), Simon (1977=1979), さらに Luhmann (1973) を参照。

(16) システムは、複雑で不確定な環境において、たえず自ら環境を分節し、それとの関係で自らを分節するという意味での〈システム/環境〉一分節を再生産し、自らの存立を維持しなければならないという根本問題を有している。しかし、それは問題としてはあまりにも未規定のもので教示的でもないし、決定可能でもない。そこでシステムは境界維持という観点から、そうした根本問題にシステム内的に処理可能な枠組を与え、システム問題として定式化しなければならないのである。特に、目的設定の機能は、境界維持という問題に決定可能な枠組を与え、それを利用可能な活動基盤に変換することにより (→Luhmann (1973)), それがプログラム化する決定によって遂行される点に組織の高度の問題解決能力が存するのである。

(17) Luhmann (1973) は、複雑性の縮約という

機能的視点から、選択の結果=システムのアウトプット=目的を構造として固定する目的プログラムと、選択の原因=システムへのインプット=手段を構造として固定する条件プログラムとの機能的代替や、プログラム化する決定とプログラム化された決定の分業など、システムの様々な戦略を記述し、このような様々な戦略が機能的に等価であり、代替されうる、即ち、それ自体選択されうるものがシステム合理性であるとしている。しかし、Luhmannの議論はこうしたシステムのとりうる戦略の機能的な記述を与えるものであるが、このような代替を可能にしているシステム本体のメカニズムは明らかにしていない。我々の議論は、こうしたシステム本体のメカニズムを〈決定連関〉のメカニズムとして明らかにするものであり、システム合理性の基盤を与えるものなのである。

(18) 〈決定連関〉の構成に基づく決定の再帰的構成のメカニズム、それが組織の様々な特性をつくり出す基盤になっていることの詳細な分析については、奥山 (1984) を参照。

文 献

- Barnard, C. 1938 *The Functions of the Executive*, Harvard U.P.=1958 山本安二郎他訳『新訳 経営者の役割』, ダイヤモンド社。
- Blau, P. and Scott, R. 1962 *Formal Organizations*, Chandler.
- Etzioni, A. 1964 *Modern Organizations*, Prentice-Hall.=1967 渡瀬浩訳『現代組織論』, 至誠堂。
- Fayol, H. 1925 *Administration Industrielle et Générale*,=1972 佐々木恒男訳『産業ならびに一般の管理』, 未来社。
- Gouldner, A. 1954 *Patterns of Industrial Bureaucracy*, Free Press.=1963 岡本秀昭・塩原勉訳『産業における官僚制』, ダイヤモンド社。
- Gulick, L. and Urwick, L. (eds.) 1937 *Papers on the Science of Administration*, Institut of Public Administration.
- Kosiol, E. 1959 *Grundlagen und Methoden der Organisationsforschung*, Duncker & Humblot.
- Luhmann, N. 1964 *Funktionen und Folgen formaler Organisation*, Duncker & Humblot.
- 1972 *Rechtssoziologie*, Rowohlt.=1977 村上淳一・六本佳平訳『法社会学』, 岩波。

- Luhmann, N. 1973 *Zweckbegriff und Systemrationalität*, Suhrkamp.
- 1981 *Soziologische Aufklärung 3*, Westdeutscher Verlag.
- 1982 "Autopoiesis, Handlung und kommunikative Verständigung", *Zeitschrift für Soziologie* 11-4:366~379.
- 1984 *Soziale Systeme*, Suhrkamp.
- March, J. G. and Simon, H. A. 1958 *Organizations*, John Wiley & Sons.=1978 土屋守章訳『オーガニゼーションズ』, ダイヤモンド社。
- Merton, R. K. 1940 "Bureaucratic Structure and Personality", *Social Forces*, 58:560~568.
- Nordsieck, F. 1934 *Grundlagen der Organisationslehre*, C. E. Poeschel.
- 奥山敏雄 1984 「〈組織システム〉の基礎的考察——規範論的視角からする〈決定連関〉論の展開——」
(東京大学大学院社会学研究科修士論文)。
- Parsons, T. 1956 "Suggestions for a Sociological Approach to Theory of Organization", *A. S. Q.*, 1:63~85.
- Selznick, P. 1957 *Leadership in Administration*, Row, Peterson.=1970 北野敏信訳『新訳 組織とリーダーシップ』, ダイヤモンド社。
- Simon, H. A. 1945 *Administrative Behavior*, Macmillan.=1965 松田他訳『経営行動』, ダイヤモンド社。
- 1977 *The New Science of Management Decision*, Prentice-Hall.=1979 稲葉元吉・倉井武夫訳『意思決定の科学』, 産業能率大学出版部。
- Weber, M. 1922 *Wirtschaft und Gesellschaft*, J. C. B. Mohr.
- Zeleny, M. (ed.) 1981 *Autopoiesis*, North Holland.

(おくやま としお)